

〔特別地域加算について〕

中山間地域等に居住している者に対してサービス提供が行われた場合、所定単位数の15%を加算します。

指定特定相談支援事業所は、サービス等利用計画案を作成する対象者の居住地を確認し、中山間地域等にあたる場合は、区へその旨を伝えてください。（サービス等利用計画案の余白にご記入下さい。）

区担当課は、それを受けて、特別地域加算対象の計画相談支援を支給決定します。

※利用者が特別地域加算対象の計画相談支援を支給決定されていなければ、特別地域加算の請求を行ってもエラーとなりますので、ご注意ください。

※特別地域加算を算定する利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできません。

中山間地域とは、次の各号のいずれかに該当する地域です。

- 一 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合設備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地
- 五 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島

福岡県の中山間地域等については別紙の一覧に記している通りです。
他都道府県については、各都道府県庁へご確認ください。

福岡県内の特別地域加算の該当地域（福岡市作成）

※特別地域加算を算定する場合は、別途交通費を徴収できません。

令和4年11月1日現在

利用者居住地	該当地域（15%加算）
1 北九州市	馬島、藍島
2 福岡市	玄界島、小呂島、旧脇山村
3 大牟田市	全域
4 久留米市	旧水縄村
6 飯塚市	旧筑穂町、旧穎田町
7 田川市	全域
8 柳川市	旧大和町、旧柳川市
9 八女市	全域
10 筑後市	旧羽犬塚町
13 豊前市	旧岩谷屋村
16 筑紫野市	平等寺、上西山、本道寺、柚須原、香園
19 宗像市	地島、大島
23 うきは市	旧姫治村、旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村、旧笠松村
25 嘉麻市	全域
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧松末村、旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市	全域
28 糸島市	白糸、旧福吉村、旧志摩町
29 那珂川市	旧南畑村
31 篠栗町	萩尾
34 新宮町	相島
37 芦屋町	全域
41 小竹町	全域
42 鞍手町	全域
44 筑前町	三箇山
45 東峰村	全域
48 広川町	旧上広川村
49 香春町	全域
50 添田町	全域
51 糸田町	全域
52 川崎町	全域
53 大任町	全域
54 赤村	全域
55 福智町	全域
57 みやこ町	全域
59 上毛町	全域
60 築上町	全域

※ 大牟田市（全域）は、令和6年3月31日までの間は該当地域です。

※ 特別地域加算を算定する場合は、支給決定を受けていることが必要です。

（サービス等利用計画案の余白に記入）